

## 人的控除差調整額とは

所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除、基礎控除などの”人”に関する所得控除について、以下の一覧表のとおり控除額に差があります。

表 人的控除の差額一覧表

控除の種類		所得税	市県民税	差額
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
	同居特別	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特別	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般	38万円	33万円	5万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
扶養控除	一般(16～18歳、23～69歳)	38万円	33万円	5万円
	特定(19～22歳)	63万円	45万円	18万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
	同居老人	58万円	45万円	13万円
配偶者特別控除	38万円以上 40万円未満	38万円	33万円	5万円
	40万円以上 45万円未満	36万円	33万円	3万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

例1) 妻(70歳未満)と17歳の子を1人扶養親族としている場合、上の表より

人的控除差調整額＝合計 15万

(内訳→配偶者控除：5万円、一般扶養控除：5万円、基礎控除：5万円)

例2)19歳と24歳の子を1人ずつ扶養しており、24歳の子が普通障害者である場合、上の表より

人的控除差調整額＝合計 29万円

(内訳→扶養控除：23万円(一般：5万円+特定：18万円)、普通障害者控除：1万円、基礎控除：5万円)